

3 インターネット関連法規

(1) 法律と犯罪例

脅迫罪（2年以下の懲役又は30万円以下の罰金）

少年Aは、卒業した中学校の男性教諭の名字を挙げ、「中学の部活顧問殺す。」「いやがらせばかりしやがった。死ぬ。」等と掲示板に書き込み、逮捕された。また、同中学校に侵入し、外壁や体育館に赤色スプレーで「殺しにいく。」「皆殺死にするよ。」等と書いたことも判明。脅迫罪・建造物損壊罪で起訴された。

威力業務妨害罪（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

少年Bは、携帯電話から掲示板に、「月日に生徒や教員の大量殺人を行います。銃は暴力団から買いました。いたずらではありません。」等と書き込み、逮捕された。「いたずら目的だった。」と供述した。

通貨偽造罪（無期又は3年以上の懲役）

パソコンを使い1,000円札を偽造したとして、通貨偽造容疑で中学2年の男子生徒（14）を逮捕した。男子生徒は100枚以上を偽造し、自動販売機で約80枚使ったと供述しており、学校で同級生らにも配っていたという。調べによると、11月上旬、自宅で1,000円札（旧札）をスキャナーなどでパソコンに取り込み、プリンターで偽札3枚を印刷した疑い。

男子生徒は10月中旬、インターネットのサイトやネットオークションで購入した雑誌で、紙幣の偽造方法を研究。11月2日ごろ、初めて自動販売機での使用に成功した。その後、改良を重ね、同月中旬にはほとんどすべての清涼飲料水やたばこ、テレホンカードの自動販売機で使えるようになったという。

不正アクセス行為の禁止等に関する法律

（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）施行：平成13年1月6日

警察署は、他人のIDを利用して有料のオンラインゲームに不正アクセスしたとして、不正アクセス禁止法違反の疑いで、中学3年の男子生徒（14歳）を書類送検し、中学1年の男子生徒（12歳）を補導した。

警察によると、2人は月日にインターネット上のチャットサービスで、オンラインゲーム内で流通する金貨を増やすことを条件に、中学生（12歳）らから有料オンラインゲームのIDとパスワードを聞き出していたという。中学生が警察署に被害を届け、事件が発覚した。

不正アクセスした2人の男子生徒はお互いに面識はなく、中学生とはチャットを通じて知り合ったという。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（100万円以下の罰金）

施行：平成15年9月13日

被疑少年2人（女子中学生）は、携帯電話の出会い系サイトに「男性募集、18まいなす2だよ...」などとわいせつ行為の相手をする内容の書き込みを行い、児童との性交等の相手方となるように誘引した。



(2) 法規解説

プロバイダ責任制限法 施行：平成 14 年 5 月 27 日

インターネットでプライバシーや著作権の侵害があったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定めた法律。

この法律では、権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダは被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。

権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、プロバイダに削除依頼をすることができる。それを受けたプロバイダは、それを情報発信者に照会し、7日間経過しても発信者から同意が得られなかった場合は、該当する情報の公開を止めたり削除したりするなどの措置をとることができる。

被害者は損害賠償請求権の行使に情報発信者の氏名や住所などが必要である場合など、正当な理由がある場合には、情報開示をプロバイダに対して求めることができる。



電子消費者契約法 施行：平成 13 年 12 月 25 日

電子消費者契約法とは、電子商取引などにおける消費者の操作ミスの救済、契約の成立時期の転換などを定めた法律。

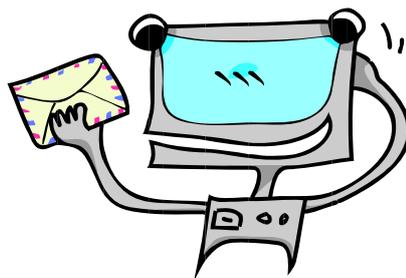
これは、パソコンやインターネットの普及につれ、パソコン操作を誤ったりすることによる、消費者トラブルが増えていることを背景にした法律です。

「無料」画面だと思ってクリックしたら、「有料」で代金を請求されてしまったというケースや、1つ注文したつもりが2つ注文したことになっていて、同じものが2つ送られてきたというトラブルが発生した場合、商店がそれらを防止するための適切な措置をとっていないと、消費者からの申込み自体が無効となります。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（迷惑メール法）

施行：平成 14 年 7 月 1 日、改正平成 17 年 11 月 1 日

広告のための電子メールを送信するものが、その送信に同意している人以外に送信する電子メールを「特定電子メール」と定義しており、送信の適正化を図るために制定されたものです。特定電子メールを送信するものに対して、特定電子メールである旨（「未承諾広告」という表示）、当該送信者の氏名または名称および住所、当該電子メールの送信に用いた電子メールアドレス、当該電子メール受信用の電子メールアドレス等の4つの表示が義務づけられました。



著作権法

著作権の指導で難しいところは、著作権法第 35 条を児童生徒に理解させることです。家庭での著作物使用と学校での著作物使用については根本的に異なり、著作権法第 30 条（私的使用）と公的使用の区別をはっきりすることを児童生徒に理解させることが必要です。また、著作権法における罰則規定は、3 年以下または懲役 300 万円以下（法人は、1 億円以下の罰金）が定められていることも理解させます。

著作権法第 30 条解説（私的使用のための複製）

個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合には、その使用する者が複製することができます。

ただし、次の または の場合には複製することができません。

公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いる場合（当分の間、文献複写機を除く）

技術的保護手段の回避により可能になった又は障害が生じないようになった複製をその事実を知りながら行う場合（ただし、回避が記録又は送信方式の変換に伴う技術的な除去又は改変による場合は除く）

著作権法第 35 条解説

学校の授業で、担任教師や児童生徒が公表された著作物を複製することができます。次の～ の全ての要件を全て満たす必要があります。

営利を目的としない教育機関であること

教育を担当している人が複製すること

公表された著作物であること

授業の過程における使用を目的とすること（教員の研究発表会は含まれない）

必要と認められる限度内であること

著作物の種類・用途、複製の数・態様に照らして著作権者の利益を不当に害しないこと



情報社会に生きる力を育てる情報教育の在り方に関する研究協力委員

研究協力員

鷺嶋 優一	上三川町立本郷小学校
吉永 有朋	益子町立益子西小学校
岡田 浩一	さくら市立喜連川小学校
平野 宗	藤岡町立藤岡小学校
保知戸 孝	鹿沼市立北犬飼中学校
松島 繁夫	佐野市立城東中学校

事務局

江部 信夫	栃木県総合教育センター研究調査部部长
杉田 知之	栃木県総合教育センター研究調査部部长補佐
小口 公正	栃木県総合教育センター研究調査部副主幹
吉川 孝昭	栃木県総合教育センター研究調査部指導主事
高野 寿映	栃木県総合教育センター研究調査部指導主事
名塚 久貴	栃木県総合教育センター研修部指導主事

学級担任が指導する情報安全事例集

子どもたちがネットトラブルにあわないために

発行 平成 19 年 3 月
栃木県総合教育センター 研究調査部
〒320-0002 栃木県宇都宮市瓦谷町 1070
TEL 028-665-7208 FAX 028-665-7303
URL <http://www.tochigi-c.ed.jp>